

「相談支援専門員」とは？

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行います。

※相談支援事業を実施する場合、相談支援専門員を置く必要があります。

「サービス管理責任者」とは？

個々の利用者についてアセスメント、個別支援計画の作成、定期的なモニタリング等を行い、一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担うことによって、サービスの質の向上を図ります。

※障害福祉サービスのうち生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、施設入所支援、共同生活介護、共同生活援助を実施する場合、サービス管理責任者を置く必要があります。

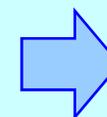
「相談支援専門員」の要件

実務経験

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験(3～10年)。 <詳細は別表1を参照>



相談支援従事者(初任者)研修の修了※



相談支援専門員として配置

実務経験と研修修了の要件を両方満たした場合のみ、相談支援専門員の資格を得たこととなる。

※過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成18年度以降、「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」の指定された1日を受講した場合、新制度における「相談支援従事者初任者研修」を修了したものと見なす。